

(仮称) 小川複合施設条例等の制定・改正イメージについて

1 概要

(1) 条例の構成（2層構造）

- ・新たな複合施設の設置に伴い、新たな条例を制定する。
- ・新たな複合施設に移転する既存施設に係る条例は、いずれも改正しつつ、引き続き当該各施設機能について規定する。
→新たな複合施設は、複数の条例により規定する施設となる（2層構造による規定）。

(2) 指定管理者制度の導入

- ・指定管理者制度の導入について、新たに制定する条例の中で規定する。
→公民館事業を除き、指定管理者による管理運営を可能とする。

(3) 新たな条例の概要（主な記載事項）

- ・再開発ビル4～5階に整備する新たな公共施設（ビル敷地内の（仮称）小川にぎわい広場を含む）の設置について。
- ・構成施設（公民館、図書館、あすぴあ、ひらく、その他）について。
- ・開館時間、休館日について。
- ・利用のルール（部屋の貸出等）について。

(4) 既存条例の改正内容の概要

- ・所在地の記載を変更する。
- ・新条例と既存条例の双方に記載する事項は、重複を避けるため、既存条例の中で詳細は記載せず、新条例を参照すべき旨のみを記載する。

2 新条例の制定イメージ（主な条項を抜粋し、イメージとして並べたもの）

【(仮称) 小川複合施設条例】

第〇条（設置について） 多世代の多様な活動が重なり合い、コミュニティの形成に資する活動拠点となることを目的として、小平市立小川複合施設を設置する。

第〇条（名称及び場所）

第〇条（構成施設） 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 小平市立公民館条例に規定する小川西町公民館
- (2) 小平市立図書館条例に規定する小川西町図書館
- (3) 小平市民活動支援センター条例に規定する小平市民活動支援センター
- (4) 小平市男女共同参画センター条例に規定する小平市男女共同参画センター
- (5) その他必要な施設

第〇条（事業内容）

第〇条（休館日）

第〇条（開館時間）

第〇条（使用の承認）

第〇条（使用の不承認）

第〇条（使用料） 複合施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

第〇条（使用料の減免）

第〇条（指定管理者） 市長は、複合施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指示するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 第〇条各号に掲げる事業に関する業務。ただし、公民館に関する業務のうち社会教育法第22条第1号から第5号までの規定に基づく業務を除く。
- (2) 複合施設の施設及び設備の維持管理に関する業務。
- (3) 複合施設及び附属設備等の使用料の収納に関する業務。
- (4) 第〇条の規定により複合施設及び附属設備等の使用の承認をすること。
- (5) 第〇条の規定により複合施設及び附属設備等に特別の設備を施し、又は附属設備等以外の器具の使用を承認すること。
- (6) 第〇条の規定により使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止すること。
- (7) その他市長が定める業務

3 既存条例の改正イメージ

【例：公民館条例第4条】

第4条 公民館（小平市立小川西町公民館（以下「小川西町公民館」という。）を除く）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 略

2 小川西町公民館の休館日は、小川複合施設条例第〇条で定めるところによるものとする。

※休館日や開館時間などは、新条例を参照する旨を条文として入れるイメージ。

※各施設の所在地は、再開発ビルの所在地に改める。